

重 要 事 項 説 明 書

特別養護老人ホーム 神郷の家 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（空床利用型）

当事業所が貴方に説明すべき事項は次のとおりです。

1、事業者

事業者の名称	社会福祉法人 福富会
事業者の所在地	東広島市福富町久芳 ^{くば} 3416 番地
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 川森允見
電話番号	082-430-1250

2、利用事業所

事業所の名称	特別養護老人ホーム 神郷の家
指定番号	3472502198 号
施設の所在地	東広島市福富町久芳 ^{くば} 3416 番地
管理者氏名	施設長 石田洋平
電話番号	082-430-1250

3、併設事業所で実施する事業

(介護予防) 通所介護 • (介護予防) 短期入所生活介護（併設型）

4、事業の目的と運営の方針

事業の目的 社会福祉法人福富会が開設する、特別養護老人ホーム神郷の家（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（空床利用型）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、管理栄養士及び調理員その他の従業員（以下「職員等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対して、適切な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

運営の方針 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の職員等は、要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事・口腔等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者的心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5、施設の概要

(1) 敷地および建物

敷地		3089.80 m ²
建物	構造	鉄骨造かわらぶき 2階建
	延べ床面積	2387.22 m ²
	利用定員	29名

(2) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
1人部屋	29室	451.4 m ²	15.56 m ² (約9.5畳)

(3) その他主な設備

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂 及び 機能訓練室	3	222.48 m ²	7.6 m ²
一般浴室	3	28.65 m ²	
特殊浴室	1	42.00 m ²	
便所（個室）	29	52.2 m ²	1.8 m ² (各居室に設置)
医務室	1	13.69 m ²	

6、職員体制

従業者の種類	員 数	区分				常勤換算 後の人員	事業所の 指定基準		
		常勤		非常勤					
		専	兼	専	兼				
管理者	1		1				1		
生活相談員	1		1				1		
介護職員	20	14		6		17.0	11		
看護職員	2	1	1			2.0	1		
介護支援専門員	2	1	1			1.0	1		
医師	1			1			1		
管理栄養士	1	1					1		
調理員	7	1		6					
機能訓練指導員	1		1						

7、職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休 暇
施設長	勤務時間帯（9：00～18：00）常勤で勤務	4週8休
生活相談員	勤務時間帯（9：00～18：00）兼務で勤務	4週8休
介護職員	早出（7：30～16：30） 日勤（9：00～18：00） 遅出（10：00～19：00） 夜勤（16：30～10：00）	原則として 4週8休
看護職員	勤務時間帯（9：00～18：00）	4週8休
機能訓練指導員	9：00～18：00 兼務で勤務	
医師	毎週 火曜日 西条中央病院 9：30～12：00 毎週 金曜日（祝日は除く）早志歯科診療所 9:30～17:30	
管理栄養士	勤務時間帯（9：00～18：00）常勤で勤務	4週8休

8、営業日及び利用の予約

年中無休で、ご利用の予約は、空床利用が出来る場合に限ります。

9、短期入所生活介護の概要

（1）介護保険給付サービス

種類	内 容	備 考
・食事 ・栄養管理	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。（ただし、食材料費は給付対象外です。） ・食事はできるだけ離床して食堂でとつていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～	
排泄の介助	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。	
入浴の介助	・週2回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。	

着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、適時着替えを行うように配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 ・シーツ交換は週1回、寝具の消毒は月1回実施します。 	
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。 	レクリエーションを含む。
・健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・医師により、必要に応じて診察日を設けて健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力病院等に責任をもって引き継ぎます。 <p>(非常勤医師) 西条中央病院 早志歯科診療所</p>	
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、入居者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 	
送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は、リフト付きの送迎車両で送迎を実施します。 <p>但し、区間は、事業所から自宅までの往復</p>	
口腔衛生管理	口腔管理を行います。	

1) 基本額 介護予防	(単位)	
	要支援1 529	1日あたり
	要支援2 656	〃
	要介護1 704	1日あたり
	要介護2 772	〃
	要介護3 847	〃
	要介護4 918	〃
	要介護5 987	〃

2) 加算額	送迎加算 片道	1 8 4	1回の送迎（施設から自宅）
	療養食加算	8	1食あたり（対象者のみ）
	夜勤職員配置加算（ユニットⅡ）	1 8	短期入所生活介護のみ 1日
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	1日あたり
	介護職員等処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 0.136(1か月)
	緊急短期入所受入加算	9 0	1日あたり（7日限度）
	長期利用者提供減算 30日以上	- 3 0	1日あたり
	連続61日以上利用 要介護1	6 7 0	1日あたり
	連続61日以上利用 要介護2	7 4 0	1日あたり
	連続61日以上利用 要介護3	8 1 5	1日あたり
	連続61日以上利用 要介護4	8 8 6	1日あたり
	連続61日以上利用 要介護5	9 5 5	1日あたり

※上記の短期入所生活介護事業所の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、それが法定代理受領サービスとして提供される場合は、その1割、2割、もしくは3割の額となります。

(2) 介護保険給付対象外サービス

(厚生省令)で定められた「その他の費用※1」(全額、自己負担)

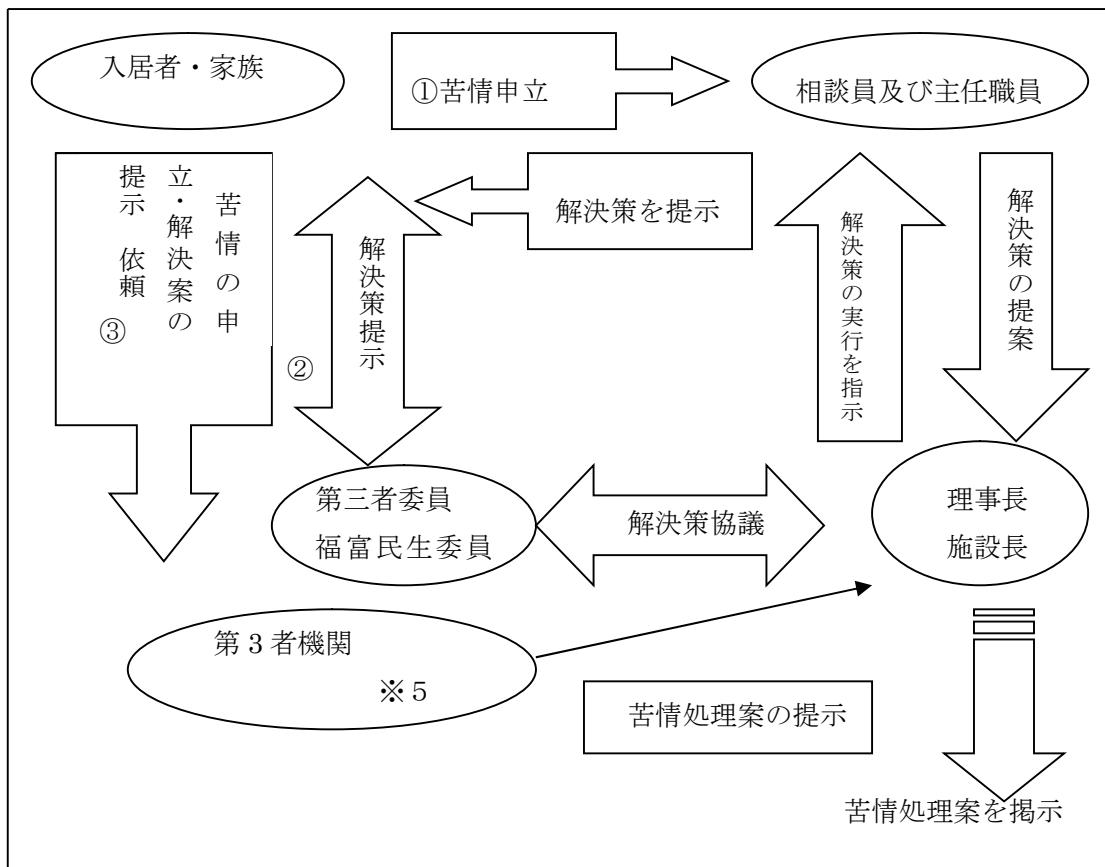
区分	金額	内容の説明
1) 食費	1日 1,445円	(朝345円 昼600円 夕500円) ※2
2) 滞在費	1日 2,066円	短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護の滞在費用 ※2
3) 預り金管理料	1月 500円	印鑑・通帳等を預かる場合
4) 健康管理費※1	実費	予防接種 等
5) クラブ活動	実費	材料費
6) 電気料 ※1	テレビ・500円 電気毛布・500円	1ヶ月分 1ヶ月分
7) 美容代	2,000円	毎月1回
8) クリーニング ※1	実費	私物の上着・ズボン等の外部業者への クリーニング費用

※2 食費及び居住費については、介護保険負担限度額の認定を受けている場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの上限として料金を負担していただきます。

10、苦情等申立先

当施設ご利用相談室 窓口担当者 生活相談員 石田 洋平
ご利用時間 毎日午前9時～午後6時
ご利用方法 TEL 082-430-1250 FAX 082-430-1251

入居者及びその家族は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者・現場主任・相談員や市町村又は国民健康保険団体連合会・広島県福祉サービス運営適性化委員会に対して、苦情を申し出ることができます。その場合には迅速かつ誠実に対応します。



※5 第3者機関

受付時間(平日)

国民健康保険団体連合会 広島市中区東白島町 19-49 082-554-0783 8:30～17:15
東広島市介護保険課 東広島市西条栄町 8-29 082-420-0937 8:30～17:15
広島県福祉サービス 運営適正化委員会 広島市南区比治山本町 12-2 082-254-3419 8:30～17:00

1.1、協力病院等

医療機関の名称	早志歯科診療所
医師名	柳河 友見
所在地	東広島市西条昭和町 13 - 37
電話番号	082 - 423 - 9195
診療科	歯科

医療機関の名称	西条中央病院
院長名	村下 純二
所在地	東広島市西条昭和町 12 - 40
電話番号	082 - 423 - 3050
診療科	外科

1.2. 事故発生時の対応

介護事故が発生した場合、まず当事業所において入居者に対して可能な限りの緊急処置を行います。

すみやかに施設長へ報告し、事業所で対応できない場合には、主治医又は協力病院へ移送し担当医師の指示を得ます。

処置が一段落すれば、できるだけ速やかに入居者や家族等に誠意を持って説明し、家族の申し出についても誠実に対応します。

介護事故により事業所が賠償責任を負った場合は、「賠償責任事故に関わる同意書」をもとに対応します。

入居者への処置が一通り完了した後、できるだけはやく介護事故報告書を作成します。事故の概要、入居者の状況、現在の治療、今後の見通し及び入居者等への説明した内容などを記録簿に必ず記載しておきます。

(2) 行政機関への報告

介護事故や入居者が死亡するなどの事態が発生した場合、速やかに東広島市へ報告を行います。

(3) 事故発生防止及び再発防止のために、外部研修を受講した安全管理担当者を置きます。

(4) 事業所は事故防止委員会を設置し、事故報告に基づき発生要因を分析し、再発防止策について職員に周知します。また本委員会は他の委員会と一体的に行う場合があります。

(5) 職員に対し年2回以上の研修及び新任職員に対する研修を実施します。

1 3. 感染症及び食中毒の発生及び蔓延防止体制等

事業所内において感染症及び食中毒が発生及び蔓延しないよう、次の各号の措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防や蔓延防止のための指針に沿って迅速に対応を図ります。
- (2) 事業所は感染委員会を設置し、委員会を必要時に開催するとともに、その結果について職員に周知します。委員会は他の委員会と一体的に行う場合があります。
- (3) 職員に対し年2回以上の研修及び新任職員に対する研修を実施します。

1 4. 身体拘束等の適正化に向けた体制等

事業所は身体拘束等の適正化に向けて次の各号に定める事項を実施します。

- (1) 事業所は身体拘束適正化委員会を設置し以下の取り組みを行います。
 - ・事業所内の身体拘束適正化に向けての現状把握及び改善の検討
 - ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討
 - ・身体拘束を実施した場合の解除検討
 - ・身体拘束適正化に関する職員周知
 - ・身体拘束適正化に関する研修の企画

なお本委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う場合があります。
- (2) 職員に対し年2回以上、身体拘束適正化に向けた研修を実施します。
- (3) 本人又は他の入居者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、本委員会を中心に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないことによるリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の例外三要件の全てを満たした場合のみ、本人又はご家族への説明・同意を得て実施します。また拘束を行う場合はその状況について記録を行いできるかぎり早期に向け解除すべく努力します。

1 5. 虐待防止体制等

事業所は虐待防止に向け、各号に定める事項を実施します。

- (1) 事業所は虐待防止委員会を設置します。
- (2) 本委員会は職員への研修、虐待等の報告体制、虐待発生時の再発防止等の検討を行います。なお本委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う場合があります。
- (3) 職員に対し年2回以上、虐待防止に向けた研修を実施します。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、施設は速やかに市町村に報告を行い、事実確認に協力します。また当該事案の発生の原因と再発防止策について、虐待防止委員会で協議し、その内容を職員に周知します。
- (5) 虐待防止に関する責任者を選定します。
- (6) 虐待防止のための指針を整備します。

1 6 . 業務継続計画（BCP）

- (1) 事業所は感染症や非常災害の発生において、入居者に対する短期入所生活介護 提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は職員に対し、業務継続計画について説明し、周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。
- (3) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

1 7 . 非常災害時の対策

平常時の訓練等は、年2回以上夜間および昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。				
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防災扉・シャッター	あり
	非常階段	あり	屋内消火器	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
カーテン、布団等は防炎性能のあるものを使用しております。				
消防計画等	消防署への届出日：令和3年7月20日 防火管理者：富永優一			

1 8 . サービス提供の第三者評価の実施状況

実施の有無 無

実施した直近の年月日

第三者評価機関名

評価結果の開示状況

19. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。
外出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	原則、家族の方に対応していただくことになります。
居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合がございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた灰皿の場所以外ではお断りします。 飲酒は決められた場所にてお願いします。施設長の許可が必要です。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	入居者自身または家族の方が管理してください。但し、物（薬剤）により事業所側が管理するべきものがある場合、預からせていただきます。
現金等の管理	通帳・印鑑は、事業所でも預かることができます。但し、管理料を頂きます。原則、入居者自身または家族の方が管理してください。
宗教活動 政治活動	事業所内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	事業所内へのペットの持ち込みはお断りします。

短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 法人名 社会福祉法人 福富会
事業所名 特別養護老人ホーム 神郷の家
所在地 広島県東広島市福富町久芳 3416 番地
代表者名 理事長 川森 允見

説明者 職名 _____

氏名 _____

私は、本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、その内容に同意します。

令和_____年_____月_____日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

元 _____

家族代表者 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____